

第 4 第 2 項 妊孕性温存療法の助成上限額

治療内容	助成上限額	採卵まで			卵子凍結
		薬品投与（点鼻薬）	薬品投与（注射）	採卵	
A 採卵、凍結	20 万円				
B 採卵したが卵が得られない、または、状態のよい卵が得られず中止	10 万円				
C 卵胞が発育しない、または、排卵終了のため治療中止	10 万円				
D 採卵準備中、体調不良等により治療中止	10 万円				

第 4 第 3 項 温存後生殖補助医療の助成上限額

治療内容	助成上限額	卵子解凍	採精	受精	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			妊娠の確認
					胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A 新鮮胚移植を実施	25 万円										
B 凍結胚移植を実施	25 万円										
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	10 万円										
D 体調不良等により移植の目途が立たず治療終了	25 万円										
E 受精できず、または、受精したが胚が発育せず治療終了	25 万円										

※着色箇所の治療が対象